平成３０年（フ）第１３８２号
大阪市住吉区清水丘３－７－16　オリーブ清水丘101号室、住民票上の住所兵庫県伊丹市伊丹８丁目４番19号
債務者　髙津　雄太
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３８７号
大阪府八尾市高安町南２丁目104番地の６
債務者　山本　吉宏
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５０８号
大阪市天王寺区城南寺町５番38号　㈱アショカビハーラ403号
債務者　赤澤　美穂
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５３７号
大阪市阿倍野区王子町１丁目４番23号　ヒグチビル601号
債務者　松山　政孝
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５６８号
大阪府東大阪市横小路町５丁目７番45号　ＰＡＬＭＩＺＩＯ瓢箪山　１－４Ｂ
債務者　関野　治枝
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５７７号
大阪市西成区玉出西２丁目９番７号
債務者　世古　浩記
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５９９号
大阪市東淀川区井高野４丁目８番11―206号、前住所大阪市淀川区西宮原１丁目８番41－506号
債務者　新大阪設備こと　髙橋　繁也
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６１２号
大阪府池田市伏尾台３丁目４番地の１―201号
債務者　小松　明美
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６１７号
大阪府四條畷市江瀬美町７番13号、前住所大阪府枚方市牧野北町８番11―110号
債務者　大林ひとみ（旧姓林・大江）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６２１号
大阪府吹田市青山台１丁目３番Ｃ58―110号
債務者　片山　好美
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６２３号
大阪市平野区長吉出戸１丁目10番35―306号
債務者　田上　智絵（旧姓長山）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６２５号
大阪市浪速区敷津西１丁目12番10―1002号
債務者　弘田　真弓（旧姓大下）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４号
北海道赤平市茂尻中央町北１丁目３番地
債務者　田子内邦夫
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
北海道滝川市幸町１丁目２番40号
債務者　生田　裕介
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成３０年（フ）第４５号
北海道室蘭市高砂町３丁目16番21号、前住所北海道旭川市忠和８条５丁目３番14号マグノリア４　101号
債務者　石塚　友健
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
京都府南丹市八木町諸畑後町８　ラポール八木、住民票上の住所京都府船井郡京丹波町市森寺谷15番地
債務者　世木　　清
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
兵庫県小野市天神町80番地の1498
債務者　萩原　健一
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで　神戸地方裁判所社支部